

グループホーム 和らぎ
指定認知症対応型共同生活介護事業所及び
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
運営規程

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、有限会社 和らぎ（以下「当社」という。）が開設する「グループホーム 和らぎ」指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。
- 2 この事業所が行う事業は、事業所の計画作成担当者、及び介護従業者（以下「介護従業者等」という。）が、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 事業は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム 和らぎ
- 2 所在地 神奈川県南足柄市和田河原 475-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者： 1名（常勤兼務）：事業所の従業者の管理及び事業の申し込みに

係る調整、介護業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 計画作成担当者： 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名（介護支援専門員））
認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 介護職員： 1階 常勤専従3名・常勤兼務1名・非常勤専従3名
2階 常勤専従5名・非常勤兼務1名・非常勤専従2名
介護従業者は、事業の介護業務に当たる。

（利用人員）

第5条 事業所の利用定員は、1階9名・2階9名の2ユニット18名とする。

（内容）

第6条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助

（利用料等及び支払いの方法）

第7条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。なお、金額詳細については別に掲げる料金表の通りとする。

- 2 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名（記名押印）をうけることにすること。
- 3 事業の利用者等は、当社の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、南足柄市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 利用者は、管理者、計画作成担当者、及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
 - 三 利用者は、健康に留意するものとする。
 - 四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益

を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

六 利用者及び、主介護人並びにそれに関わる関係者の行動が入居者又は事業所の職員の生命や・身体・健康・財産（事業所財産含む）に危害を及ぼしその危害に切迫した恐れがありグループホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないこと。

七 利用者及び、主介護人並びにそれに関わる関係者等が、事業所に対して契約書等に定めるサービスを超える過大なサービス提供を求め施設側の説明に同意を頂けない場合や事業所の職員に対し威圧的または差別的扱いをする等の不適切な行為が確認された場合。その他施設の重要な運営方針に同意を頂けず運営に支障が出る場合や運営妨害をすること。

（事故発生時等の緊急時等における対応方法）

第 10 条 介護従業者等は、事業を実施中に、利用者の事故及び病状等に急変が生じたときは、速やかに協力医療機関への連絡を行うと共に、市町村・当該当する家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事故発生時等の急変時に対して行った処置等については詳しく記録をしなければならない。

（非常災害対策）

第 11 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（身体拘束等）

第 12 条 事業所は、サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないものとする。

2 事項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間等、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 その他虐待防止の為に必要な措置

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・行政（南足柄市）の介護相談員の受け入れ

・利用者及び、主介護人、並びにそれに関わる関係者等が職員に対して
ハラスメント防止の措置

- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

5

（利用契約）

第 14 条 当社は、事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び介護従業者等の健康管理等）

第 15 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護及び予防認知症対応型共同生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、介護従業者等に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第 16 条 介護従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、介護従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者等との雇用契約の内容とする。

（介護計画書の作成等）

第 17 条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの認知症対応型共同生活介護計画及び予防認知症対応型共同生活介護を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。（サービスの提供記録の記載）提供したサービス内容等の記録保存（完結の日から 5 年間）

第 18 条 介護従業者等は、事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第 19 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 1 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(損害賠償)

第 20 条 当社は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、あわせて業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回
- (3) 上級資格取得 適宜

- 2 介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、個別援助計画、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、定期的に運営推進会議を開催し、利用者及び利用者のご家族、地域住民の代表者等に事業所の活動状況を報告することで、会議参加者から必要な要望、助言を聞く機会を設けるものとする。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、当社が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

平成 27 年 8 月 1 日より本改訂版を施行する。

令和元年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。

令和 2 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。

令和 3 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。

令和 3 年 11 月 1 日より本改訂を施行する。

第 9 条 2 の六、七を追記載・第 12 条を追記載・第 13 条追記載

令和 7 年 6 月 1 日より改訂を施行する。

第 4 条 3 ・第 5 条・第 10 条つい記載